

在宅授業における レポート作成時の留意事項等について

● 教員から提示される教材について

教員から提示された動画を含む教材等を、無断でSNSにアップロードしたり、私的使用の目的以外で複製することは、著作権法違反になり、罰せられることがあるので、絶対に行わないこと。

● 『不正行為』は絶対に行わないこと

成績評価に係る不正行為の事実が認められた場合は、教育的指導の観点から、懲戒処分とともに、不正行為を行った科目が不可の評価を受けることだけでなく、この学期に履修した科目が全て無効になるという非常に厳しい措置を受けることになります。

<不正行為と判断される行為の例>

- ・論文やレポート等において、関連する著書・論文、インターネット上の情報を、引用であると明示することなく使用する行為
- ・他人が書いたレポート・著作物を自分のものとして提出する行為
- ・他の学生の課題提出を助ける目的で自分のレポートを見せたりする行為
- ・レポート提出や授業の課題提出を代行したりする行為



答案を見せてもらった(課題を代行させた)学生のみならず、答案(レポート)を見せた(課題を代行した)学生についても懲戒処分を受ける可能性があります。

別紙【試験等において不正行為をした学生の懲戒などに関する指針】参照

試験等において不正行為をした学生の懲戒等に関する指針

平成30年10月17日 学長裁定

(趣旨)

1. この指針は、静岡大学学生懲戒規程第17条の規定に基づき、試験等において不正行為をした学生の懲戒等に関する判断基準を定めるものとする。

(懲戒の量定)

2. 試験等における不正行為の懲戒処分は訓告を基本とし、退学又は停学処分については、重大な悪質性、他の学生に与える影響及び教育的配慮に基づき、個別に判断する。

3. 当該不正行為が懲戒に至らない場合は、当該学部長等は厳重注意を行うものとする。

4. 不正行為の対象となる行為は、次のとおりとする。

対象となる行為
① 試験に関連した内容の紙片等を使用又は所持する行為
② 試験に関連した内容を机、筆記用具、身体、衣服、壁等にかき込みをする行為
③ 他の学生の答案を覗き見、又は書き写す行為
④ 持込の許可のない書籍、辞書（電子辞書を含む）、ノート、配付物等を利用する行為
⑤ 携帯電話その他の通信手段（以下「携帯電話等」という。）を用いる行為
⑥ 答案用紙を交換する行為
⑦ 替え玉受験又は替え玉受験を依頼する行為
⑧ 使用が許可された電子機器又は通信機器から不正に情報を引き出す行為
⑨ 他の学生の試験を助ける目的で、自分の答案を見せること、解答（ヒントを含む）を私語・動作等によって不正な連絡をすること又は試験に関連した内容の紙片を渡し、若しくは携帯電話等で情報を送信する行為
⑩ 成績評価に係る論文・レポート等において、他人の著作物を盗用すること、他人が書いたレポート・著作物を自分のものとして提出すること
⑪ その他不正行為と認められる行為

(単位の取扱い)

5 試験等における不正行為により懲戒処分を決定したときは、当該授業科目の成績評価を「不可」とするとともに、当該学期の他の授業科目の内、「不可」の評価を受けたもの以外の履修をすべて無効とする（通年科目を含む）。ただし、教育的指導の観点から特別な事情があると認められる場合は、不正行為を行った試験科目以外の履修科目の一部について無効としないことができる。

厳重注意を決定したときは、当該授業科目の成績評価を「不可」とする。

附 記

この指針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。